

別記様式（第4条関係）

会議録

会議の名称	令和元年度加東市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和元年8月29日（木） 午後1時30分から2時25分まで
開催場所	加東市役所 2階 202会議室
委員長の氏名	(石井英昭)
出席委員の氏名	田渕 光 小野圭三 割石輝美絵 武中千鶴子 井上朱実 石井英昭 小林邦子 松本多美子
説明のため出席した者の職氏名	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	健康福祉部長 藤井康平 高齢介護課長 平野好美 副課長 三和田剛浩 主査 石田将之 地域包括支援センター課長 藤本英子 副課長 高濱さおり
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	
開 会	
1 挨拶	
2 委員長の選任	互選となっているが、事務局一任との声により、事務局案を提示し、承認があった。 委員長は区長会推薦の石井英昭委員に決定する。
【議題】	
(1) 平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画について	
事務局から説明資料1および2に基づき説明	
【質疑】	
委員長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。	
何か質疑のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思います。	
委 員 資料1の事業報告9ページの市内の認知症相談センター及びカフェについて、相談センターについては、市内の事業所で相談窓口を設置されていて住民の方に身近に相談できる窓口をということだと思うのですが、利用者さん以外の一般の相談者でどれぐらい相談件数があるのでしょうか。	

それから、その下の物忘れ予防カフェ、紺カフェについて、地区でカフェを開催されているところと、事業所の中でカフェをされているところがあり、地区でされているところにつきましては、社協の小地域福祉活動のふれあいサロンをされている地区もこの中にもあるのですが、この予防カフェがどういう体制でされているか、また市が地区へどのようなサポートをしながら開催されているか、そのあたりを教えてもらえたうらと思います。

事務局 認知症相談センターにおける相談件数は毎年報告をしており、少し古いのですが29年度の初回が119名、継続の相談が7名となっております。その年によっても変動があると思うのですが、初回の相談が多いということは、一般の方がそのうちかなりの人数を占めているのではないかと予測されます。ただ、一般の方という分類をしていませんので、把握はできていません。

もう一点の物忘れ予防カフェ、紺カフェにつきましては、北播磨県民局が主導になっておりまして、一覧表の11カ所です。実際どのようなサポートをということですが、紺カフェにつきましては、立ち上げの費用補助がありますので、県の補助金の案内や、ヒアリングの手助け、PRや広報の支援をしております。また、必要に応じてカフェの内容の御相談を受けたり、専門職を派遣したりするなどの形でサポートをさせていただいております。

委員 住民の方にとっては、直接地域包括支援センターに相談に行かれたり、仕事の都合で行きやすい事業所に相談に行かれたり、相談に行ける窓口がいろんなところにあるということはいいことだと思います。

それと、カフェのほうなのですが、小地域のサロンと併用で実施されている地区もあって、いろんな居場所があるということはいいことだと捉えています。

計画について、権利擁護のことで1つお伺いします。権利擁護については、地域包括支援センターだけではないと思うのですが、相談件数が増えてきています。地域包括支援センターのほうは高齢者の方への虐待の対応が多いのかなと思うのですが、今後は単身で身寄りのない高齢者の方とか、親族のかかわりが期待できない高齢者が増えてくると思われます。そこで、後見制度や、入院や入所、賃貸住宅の契約時に必要な保証人などが必要になる方がこれから増えてくると思います。

先日、ある県の会議の中で、県内で今、権利擁護の設置が半分ほど進んでいるということを聞きまして、加東市の状況と、今後の権利擁護センターの設置の計画などについて、答えていただける範囲で結構ですので教えてもらえたうらと思います。

事務局 北播磨圏域において、地域包括ケア会議を年3回行っており、30年度の会議で権利擁護センターについて協議したのですが、近隣ではやはり各市町で持つのは難しいので、少し広域で考えてほしいというような意見が出ております。加東市においても、市で立ち上げするのは少し無理があると感じております。一般的に後見制度は周知され

てきているので、近隣状況も把握したうえで、しっかり相談に応じられるよう強化していきたいと考えております。

委員 先日、社会福祉協議会に相談に来られた方がいらっしゃいまして、御本人さんはしっかりした方で、成年後見制度のことなどいろいろ自分でも勉強されていて、よく御存じの方でした。その方は、後見人を弁護士や司法書士に依頼すればいいというの知っているが、個人よりも組織で実施している法人後見の方が安心できるので、加東市で法人後見できるところはないか相談に来られました。社会福祉協議会も法人後見できないことはないのですが、現状はそこまで出来ていないので、今後は市と一緒に検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員 ふれあいサロンについて話がございましたので、少し触れておきたいと思いますが、ある地区では民生委員さんが主体になってやっておられ、ある地区では、地区的役員が主体となってカフェを今年から立ち上げたということを伺っております。またある地区は、地域づくり協議会がされています。ほかは存じておりませんが、主に児童・民生委員や地域運営協議会、地区的役員が主体でやっておられるように伺っております。私が知り得るところでは、大体月1回程度は集まっておられるようです。

委員長 質問が出尽くしたようですので、この議案について異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議がないようですので、承認いただけたものとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(2) 平成30年度加東市地域包括支援センター自己評価について

事務局から説明資料3に基づき説明

【質疑】

委員長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

何か質疑のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思います。

委員 市からいただいている資料で、各地区に避難行動要支援者名簿というのがございます。それに基づいて、緊急時の避難などに利用しているのですが、場合によっては、それを例えれば隣保や区などの首長に、この人を助けてくださいとお願いしています。全て我々が動くわけにいきませんから、そのような体制をとっています。ただ、この避難行動要支援者名簿は個人情報ですから、特定、少数の方にしか伝えられないと思うのですが、情報をどこまで広げても許されるものでしょうか。例えば区長とか役員の中で知っていても緊急時には役に立ちませんので、どの辺りまでが許される範囲なのか教えていただきたいと思います。

事務局 避難行動要支援者名簿については、確かに一つの地区の区長や民生委員だけがそ

の方の情報を持っていては、実際には活用しにくいと思います。この名簿は隣保長や地区役員などに、万が一のときには対象の方に声をかけてもらうためにお渡しをしている分ですので、コピーをたくさんとて、その隣保に関係のない方の情報まで渡してしまうのは、個人情報なので適切ではありませんが、その隣保の中で使われる分については、適切な使用の範囲と考えております。

その対象者の皆さんには、最初に調査をするときに、区長や民生委員、社会福祉協議会や関係機関、関係者への情報共有について同意のサインはいただいているので、使用の目的以外に使わないということを守っていただければ、特に問題はないとの解釈しております。

委 員 コピーを渡しているわけではないのですが、例えばこの人は独居暮らしで年配者であるとか、あるいはちょっと足が悪いから気をつけてあげてくださいねとか、それくらいの情報しか提供はしていないので、許される範囲かと思って対応しています。今後、情報が変われば、そういうことを引き継ぎながら今後に生かしていきたいと思っております。

委員長 質問が出尽くしたようですので、この議案について異議はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 ないようですので、これにて本日の議事は終了いたしました。

閉 会

令和元年 10月 2日

委員長

石井 英明

署名人

武中 千鶴子

署名人

松本 行美子